

徳島県告示第五百四十四号

昭和三十一年徳島県告示第百六十九号（徳島県畜産関係使用料手数料条例第二条の規定による使用料および手数料の額を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十一月二十九日から施行する。

なお、この告示の施行の際現に承認を受けている保健衛生に関する試験検査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

二の表一の項中「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、同表二の項中「五二〇円」を「五三〇円」に改め、同表三の項中「五二〇円」を「五三〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「六三〇円」を「六五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇四〇円」に、「八、八二〇円」を「八、八五〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表四の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表五の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表六の項中「一五〇円」を「一六〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表七の項中「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表八の項中「一、三八〇円」を「一、四一〇円」に、「六三〇円」を「六五〇円」に改める。

五中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一、六二〇円」を「一、二〇〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

六中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

七中「五二〇円」を「五三〇円」に改める。

八中「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

九中「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

十の表中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

十一中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

十二中「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に改める。